

個人の借金に関する無料相談会の実施について

行政、弁護士会、司法書士会及び多重債務者支援団体等が協働して下記のとおり無料相談会を実施します。現在の借金に関する法律相談と借金を繰り返さないための生活再建相談及びこころの相談を一体的に行うことにより、借金問題の解決を支援します。

1. 開催日時及び会場

県内10箇所で開催します。詳しくは添付のチラシを御覧ください。

2. 費用

無料です。

3. 申込み

事前予約制です。開催日の1週間前までに各会場の申込み先までお電話でお申込みください。

4. 相談対象者

借金問題を抱えている個人。

(事業のための借入金にかかる相談は対象外です。)

なお、多重債務に陥らないための支援も含むため、借金の件数や金額は問いません。

5. 相談内容

- (1) 弁護士または司法書士による「債務整理相談」
- (2) 多重債務者支援団体による「生活再建相談」
- (3) 保健師・精神保健福祉士による「こころの相談」

6. 主催

群馬県、県内市町村、群馬弁護士会、群馬司法書士会、多重債務者支援団体（前橋ケヤキの会、特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会）

7. 協力団体

群馬県金融広報委員会、金融広報中央委員会、ぐんまクレジット・サラ金問題対策協議会、日本司法支援センター群馬地方事務所（法テラス群馬）



お気軽にご相談ください